年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和元年12月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1900190 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1900069 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 59 年 4 月 2 日から昭和 59 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年3月16日から昭和59年4月2日まで 厚生年金保険の記録では、A社の資格取得年月日は昭和59年4月2日となっているが、昭和59年3月16日から出向先のB社にてOJT研修として勤務し、対価として約7万円の給与をもらったので、請求期間を厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和59年4月1日から同年4月2日までの期間について、A社から提出の従業員名簿によると、請求者の入社日は昭和59年4月1日であり、同日にB社への出向を命ずるとの記載が確認でき、当該入社日は、雇用保険の記録と一致していることから、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和59年3月16日から同年3月31日までの期間について、A社及びB社は、昭和59年4月1日にA社に入社し、同日にB社へ出向となった従業員は、当該期間にB社にて業務研修を行っていた旨の回答をしている。

また、A社は、上述の研修に関する資料がなく詳細は不明であるが、入社前研修であることから、短期アルバイト期間として取り扱っていたと推測される旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間に係る賃金台帳等の資料が無いと回答してい

る上、請求者及び同時期に入社した複数の同僚からも当該期間に係る給与明細書等の資料を得られないことから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、同社の従業員名簿にて確認できる入社日より前に厚生年金保険の資格取得手続を行うことはないことから請求期間のうち昭和59年3月16日から同年4月1日までの期間に係る保険料を控除していないと思われる旨の回答をしている。

このほか、請求者の請求期間のうち昭和59年3月16日から同年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち昭和59年3月16日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1900214 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1900070 号

第1 結論

請求者のA社における平成11年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年9月の標準報酬月額については、30万円から32万円とする。

平成 11 年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付す る義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 平成9年1月1日から平成20年2月9日まで 請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、A社から支給されてい た給料より低く記録されている年度がある。また、厚生年金保険料が翌月控除 のところ、当月控除されているところがあるので年金給付に反映するよう記録 を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成11年9月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、30万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び町民税・県民税特別徴収税額の通知書(以下、併せて「給料支払明細書等」という。)により、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(32万円)は、オンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額の標準報酬月額(32万円)に見合う厚生年金保険料(2万7,760円)を事業主により給与から

控除されていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成 11 年 9 月の標準報酬月額については、給料支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履 行したか否かについては、事業主は、平成 11 年 9 月について、請求者の請求ど おりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に 対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答して いるところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかで ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成9年1月1日から平成11年9月1日までの期間及び平成11年10月1日から平成20年2月9日までの期間について、給料支払明細書等により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900239号 厚生局事案番号 : 東海北陸(受)第1900071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年10月21日から昭和59年8月20日まで A社で勤務していた期間のうち、請求期間について、実際に支払われた給与 額と相違する標準報酬月額が記録されている。調査の上、年金記録を訂正し、 年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認し、それらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社は、平成7年8月21日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は、賃金台帳等の資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る給与及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、i)請求者は、給与明細書等の資料を所持していないこと、ii)複数の同僚に照会したものの、回答のあった同僚は、いずれも請求期間当時の給与明細書等の資料を保管していないこと、iii)課税庁は、請求期間当時の課税資料を保存していないことから、請求期間に事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額の確認又は推認ができない。

さらに、A社の請求期間における同僚の標準報酬月額を確認しても、請求者の 標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえず、請求期間の標準報酬月額が、 遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。